

学校部活動に係る活動方針

青森県立青森北高等学校

1 基本方針

「自治」「協和」「日進」の校訓のもと、文武両道を中核として社会の発展に寄与し得る実践力及び個性豊かな人間を育成することを理念として部活動を運営する。部活動は、学校のエデュケーショナル・アクティビティの一環として、各部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者）の指導の下、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の児童生徒が自主的・自発的に参加して行われている。体力や技能等の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、部員同士や児童生徒と教職員との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における児童生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を大切にしてい、将来様々な分野で活躍する人材の育成を目指す。

2 適切な運営のための体制整備

（1）学校部活動に関する方針の策定等

- ア 校長は、設置者の方針に則り、毎年度、「学校部活動の活動方針」を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日、参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日、大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- イ 校長は、前記アの学校部活動の活動方針や活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

（2）指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、児童生徒や教職員の数、部活動指導員や外部指導者の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、児童生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に学校部活動を実施できるよう、適正な数の学校部活動※を設置する。なお、設置に当たっては、今後の児童生徒数の推移や地域の実情等を踏まえ、生徒、保護者や地域の関係者等との合意形成を図りながら、将来を見据えた取組を推進する。 ※ 適正な数の学校部活動数の目安：複数の顧問が配置できる学校部活動数
- イ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教職員の他の校務分掌や本人の抱える事情、部活動指導員の配置状況等を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、学校部活動の活動内容を把握し、児童生徒が安全にスポーツ・文化芸術活動を行っているか、部活動顧問の負担が過度とならないよう持続可能な運営体制が整えられているか等について、適宜、指導・是正を行う。
- エ 校長は、必要に応じて学校部活動の活動方針や活動計画等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会（学校部活動連絡会等）を設定する。
- オ 学校の設置者及び校長は、教職員の学校部活動への関与について、法令や「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する

る緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け 29文科初第1437号）」に基づき、業務改善や勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施に当たっては、児童生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防や文化部活動中の障害・外傷の予防、バランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・ハラスメントを根絶する。特に、運動部活動においては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則った指導を行う。また、学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部活動の部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、児童生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養等を適切に取る必要があること、また、過度の練習が児童生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解し、分野の特性等を踏まえた効率的・効果的な練習・活動の積極的な導入等により、休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、児童生徒の運動・文化芸術等の能力向上や、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うとともに、生徒がバーンアウトすることなく、技能の向上や大会等での好成績など、それぞれの目標を達成できるよう、児童生徒とコミュニケーションを十分に図った上で指導を行う。その際、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（2）部活動用指導手引の活用

部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する学校部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引を活用して、3

（1）に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある児童生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究を踏まえ、以下を基準とする。

文化部活動における休養日及び活動時間についても、成長期にある児童生徒が、教育課程内の活動、学校部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、同様の基準とする。

- ① 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）
- ② 週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③ 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いで行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- ④ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ⑤ 休養日や活動時間については、教育目標や学校の特色、競技種目の特性、生徒の競技に対する志向等を考慮し弾力的に取り扱えるものとする。また、主要な大会等※の時期を「ハイシーズン」として活動できることとする。ただし、「ハイシーズン」の設定に当たっては、学校部活動の活動実態や生徒及び部活動顧問の意思等を踏まえ、校長が設定の可否を判断する。「ハイシーズン」は、3週間以内の期間とし、その期間の活動については、部活動顧問が生徒一人一人の状況を把握し、年齢や発達段階等に応じて、負荷が高くなり過ぎないようにする。また、疲労の蓄積を防ぐために練習内容を工夫するなど、生徒の健康面に配慮する。

「ハイシーズン」の設定を含め、休養日や活動時間について弾力的な取扱いをした場合でも、原則週1日以上休養日を確保しながら、定期試験前の期間や年末年始等の学校閉庁日等における休止日の設定も含め、年間で104日（平均して週2日）程度の休養日を確保する。

※ 県高等学校体育連盟・県高等学校文化連盟が主催する大会等や東北大会・全国大会、各種コンクールなど、学校が主要と位置付けた大会等

イ 校長は、2（1）に掲げる学校部活動の活動方針の策定に当たっては、国のガイドラインにおいて設定された「運動部活動・文化部活動における休養日や活動時間」の基準を踏まえるとともに、設置者の方針に則り、学校部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動の休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

5 児童生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- ア 校長は、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むことや文化芸術等の活動に親しむ基盤としての学校部活動の観点から、競技力向上・文化芸術等の能力向上以外にも運動・スポーツ・文化芸術等の活動の苦手な生徒や障害のある生徒等でも、友達と楽しめたり、適度な頻度で行えたりする学校部活動の設置等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる学校部活動を設置する。具体的な例としては、運動部活動では、複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなるものが考えられる。また、文化部活動では、体験教室などの活動、レクリエーション的な活動、障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動、生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動等が考えられる。また、校長は、生徒の発達段階を踏まえ、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様なスポーツ・文化芸術等の活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重した活動に配慮する。
- イ 学校の設置者及び校長は、生徒数減少や指導者確保の困難さ等の地域の実情を踏まえ、単一の学校では特定の競技や分野の学校部活動を設けることができない場合には、生徒のスポーツ・文化芸術等の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する等、合同部活動等の取組について方策を検討する。
- ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。
- エ 学校の設置者及び校長は、学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることを踏まえ、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、その活動日数や活動時間を見直し、生徒が希望すれば、特定の種目・部門だけでなく、スポーツ・文化芸術や科学分野の活動や地域での活動も含めて、様々な活動を同時に経験できるよう配慮する。

6 学校部活動の地域連携

- ア 学校の設置者及び校長は、児童生徒のスポーツ・文化芸術等の活動環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術の環境整備を進める。その際、各地域において、行政、学校、スポーツ・文化芸術団体等の関係者が現状や課題を共有し、今後のスポーツ・文化芸術環境の在り方等を協議する場を設けることも考えられる。
- イ 学校の設置者及び校長は、地域の実情に応じ、学校種を越え、高等学校、大学、特別支援学校等との合同練習を実施するなどにより連携を深め、児童生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
- ウ 地域の体育・スポーツ協会、競技団体及びその他のスポーツ団体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の児童生徒が所属する地域のスポーツ団体に関する事業等について、学校の設置者等

と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ環境の充実を推進する。また、各分野の文化芸術団体等は、学校の設置者等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での文化芸術等の活動を推進する。さらに、学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ・文化芸術活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されている分野と同じ分野の学校部活動については、休日の練習を共同で実施するなど連携を深める。休日に限らず平日においても、できるところから地域のスポーツ・文化芸術団体等と連携して活動する日を増やす。

オ 学校の設置者及び校長は、学校部活動だけでなく、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も児童生徒や保護者に周知するなど、児童生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。